

弘田委員長

ただいまから、議会運営委員会を開く。
本日は、議案の付託等について御協議願うため、お集まりいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 議案等の付託について

弘田委員長

初めに、資料1、議案等の付託についてである。
知事提出議案20件及び請願4件を、お手元にお配りしてある議案付託表及び請願一覧表のとおり、本日の質問終了後、所管の常任委員会に付託することにしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長

それでは、さよう決する。

2. 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた今後の対応について

弘田委員長

次に、7ページの資料2、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた今後の対応についてである。

この件については、前回の議運で御協議いただき、新たな対策である検温の実施や説明員の絞り込みについては、案のとおりとすることを御決定いただいた。

また、アクリル板の設置については、設置することはお決めいただいたが、設置したアクリル板を清潔に保つ必要があるのではないかとのお意見があり、先行して実施している他県の状況も確認した上で正副委員長で調整し、御協議いただくこととしていた。

それでは、他県の状況の調査結果を含め、案について事務局に説明をさせる。

吉岡議事課長

資料を御覧願う。前回の議運で御協議いただいた案を基に、正副委員長と調整を行い、整理をし直した今後の対応案である。整理をした部分が、本会議の対応のうち演台等の消毒である。

まず、アクリル板に関してである。アクリル板の設置については、前回の議運で決定いただいたが、アクリル板自体の消毒清掃の件で御意見をいただいた。まず、この件に関する他県の状況である。7月の調査で、アクリル板を設置していた32都府県のうち、31都府県からお答えをいただいた。回答のうち、清掃等については、特に何もしていないとのお答えが13都府県、消毒清掃をしているとのお答えは18府県であった。消毒清掃をしているとのお答えの中で、頻度については、会期前に1回や会期中に1回、1日1回といったお答えが9県で、休憩のたびに行うといったお答えは9府県であった。

こうした結果を踏まえながら、正副委員長とも検討、協議を重ねた。結果、特にアクリル板を透明に保つためには、丁寧に拭きをしなければならないといったこともあり、大変な時間がかかり、昼休みや20分の休憩では、高さが1メートル以上となることが想定されるアクリル板を丁寧に清掃することはできないと考えられること、また専門家からも、触らなければアクリル板からの感染といったものは考えにくいとの御意見から、1日に1回、会議の終了後に消毒清掃を行うことで御理解をいただきたいと考える。

また、正副委員長との協議の中で、アクリル板よりも演台のほうの清掃が必要で

はないかとの御意見をいただいた。このため、現在休憩のたびに演台の清掃は行っているが水拭きであるので、これを除菌抗菌スプレーなどを使うこととして演台を消毒し、合わせてマイクについても、現在行っている風防部分、スポンジの部分であるが、これの交換に加え、本体部分の消毒を行うこととしたいと考える。なお、頻度については、発言者ごとに消毒となると、答弁者が変わるたびに議事が止まることとなるので、休憩のたびということで御理解をいただきたいと思う。

ただし、これでは説明員や閉会日の委員長報告など、発言者が続く際の予防に不十分と考えられるので、演台の両側に手指消毒用のアルコールポンプを設置し、演台から自席に戻られる際に御利用いただくことで、感染拡大の防止につなげるようにしたいと考えている。

以上が、整理し直した案である。

なお、前回お認めいただいた体温測定装置については、現在執行部で購入手続中で、12月25日納品の予定とのことである。その後、設置調整を行うため、稼働するのは年明けになるとの見込みである。

以上である。

弘田委員長 それでは、この案について御協議願う。
御意見をどうぞ。

(な し)

弘田委員長 まずは、できることから取り組んでいくこととしたいと思う。
それでは、この件については、案のとおりとすることで御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。
なお、アクリル板の設置及び手指消毒用のアルコールポンプの設置の時期については、準備ができ次第ということで、御了承願う。

(了 承)

弘田委員長 また、手指消毒用のアルコールは、体質に合わない場合もあることから、利用は各自の判断によることとするので、御了承願う。

(了 承)

3. その他

(1) 意見書・決議案の提出期限

弘田委員長 次に、その他の件であるが、会派提出の意見書・決議案がある場合は、本日の本会議終了後1時間以内に事務局に提出されるよう、御協力願う。

(2) その他

弘田委員長 その他で何かないか。

R2. 12. 17 議会運営委員会

(な し)

弘田委員長

それでは、協議事項は以上である。
次回の議運は、特別の事情がなければ、明日12月18日金曜日午前9時から開催することとする。
協議事項は、意見書・決議案の送付先等についてである。
本日の本会議の開会時刻は、午前10時でよろしいか。

(異議なし)

弘田委員長

それでは、本会議の開会時刻は、午前10時をめどとする。
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。